

## 令和8年度 東大路通渋滞緩和に係る情報発信強化の業務受託者募集要領

### 1 委託業務

令和8年度 東大路通渋滞緩和に係る情報発信強化の業務（以下「本業務」という。）

### 2 事業の趣旨

本市では、東山地域の交通の円滑化及び安全快適な歩行空間の創出のため、例年11月に、臨時交通規制等を実施し、東大路通等の渋滞対策に取り組んでいる。

本業務は、東大路通南行（三条～五条）車両の堀川通への迂回誘導を一層促進するため、SNS等を活用した情報発信を実施するものである。

### 3 委託業務内容

「(別紙1) 委託仕様書」(以下、「仕様書」という。) のとおり

### 4 応募資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、本業務の受託を希望し、提案書を提出する事業者(以下「受託希望者」という。) は、次の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 上記事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- (2) 本市の競争入札参加有資格者又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (3) 応募者の公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (4) 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例第2条第3号から第5号に該当する者でないこと。

### 5 募集期間

令和8年6月25日(木) 午前10時～令和8年7月10日(金) 午後5時

### 6 契約条件

#### (1) 契約形態

委託契約とする。

#### (2) 委託金額の上限

4,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

#### (3) 契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

#### (4) 委託費の支払条件

業務完了後、受託者の請求に基づき一括で支払う。

#### (5) その他

包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

## 7 応募手続等

公募に応募する者は、次に示すところにより、別添様式プロポーザル参加表明書（以下、「参加表明書」という。）及び企画提案書等を提出するものとする。

### (1) 担当部局（提出先）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局歩くまち京都推進室（担当：柏原、横山）

TEL（075）222-3483 FAX（075）213-1064

メール：trafficpolicy@city.kyoto.lg.jp

### (2) 応募書類の提出

#### ア 提出書類

(ア) プロポーザル参加表明書（様式1）

(イ) 法人の概要（様式2）

(ウ) 実績報告書（様式3）

(エ) 業務実施体制（様式4）

(オ) 企画書（様式5）

※ 別紙「仕様書」を十分理解したうえで、8（2）審査基準を参考に作成するものとする。

(カ) 見積書（様式なし）

※ 消費税込みの見積総額を記載すること。また、企画の履行において生じる作業経費の内訳も記載すること。

(キ) その他以下に掲げる書類

※ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者のみ

・ 調査同意書（京都市税）（様式6）

・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（様式7）

・ 誓約書（様式8）

・ 使用印鑑届（様式9）又は委任状兼使用印鑑届（様式10）

・ 履歴事項全部証明書

※ 応募書類提出前3か月以内に発行のもの

・ 印鑑証明書

※ 応募書類提出前3か月以内に発行のもの

・ 納税証明書（国税等）

※ 応募書類提出前3か月以内に発行のもの

#### イ 提出部数

・ (様式1) プロポーザル参加表明書…1部

・ その他…正本1部、コピー6部の計7部を提出すること。

※ 提出書類は、理由の如何に関わらず返却しない。

※ 書類は全てA4サイズとすること。

#### ウ 提出期限

・ 持参の場合は、令和8年7月10日（金）午後5時（必着）

なお、各日午前9時から午後5時までとする。（ただし、正午から午後1時、閉庁日は除く）

- ・ 郵送の場合は、令和8年7月10日（金）（必着）

エ 提出場所及び提出方法

上記「7（1）担当部局」へ持参又は郵送すること。

（3）仕様書等に関する質問

ア 質問者

本書及び仕様書について質問できる者は、上記「4応募資格」を満たす者に限る。

イ 質問の受付担当部局

上記「7（1）担当部局」と同じ。

ウ 質問方法

文書（様式自由）により行うものとし、電子メール（ただし電話により到着を確認すること。）によるものとする。

エ 質問の受付期間及び受付時間

令和8年6月25日（木）午前10時から令和8年7月2日（木）午後4時まで

オ 回答

令和8年7月7日（火）までに、すべての質問及び回答は、京都市都市計画局歩くまち京都推進室ホームページにて公開する。回答は、本業務受託者募集要領と一体のものとして効力を有するものとする。

（4）注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ その他

（ア） 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

（イ） 提出された企画提案書は、受託者の選定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、提案内容について今後の参考にすることがある。

（ウ） 提出書類は、受託候補者選定作業に必要な範囲において複製することがある。

（エ） 提出期限以降の企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

（オ） すべての提出書類は返却しない。

（カ） 確実に履行可能な内容を提案すること。

（キ） 本募集において本市から得た情報、資料、電子データ等について、無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁ずる。

## 8 提案の審査・選定等

（1）審査方法

受託候補者の選定に関する審査は、以下の4名の審査員が行い、その平均点を提案者の得点とする。

- ・ 都市計画局歩くまち京都推進室長
- ・ 都市計画局歩くまち京都推進室戦略推進担当部長
- ・ 都市計画局歩くまち京都推進室企画課長
- ・ 都市計画局歩くまち京都推進室交通施設計画課長

※ 必要に応じて受託希望者に対しヒアリングを行うことがある。

## (2) 審査基準

「(別紙2) 受託候補者選定基準」のとおり

## (3) 決定

- ・ 受託希望者から提出された提案書等の内容について評価し、最高得点の提案を行った者を受託候補者として選定する。ただし、最高得点者が2者以上となった場合には審査員で協議のうえ、1者を受託候補者として選定する。
- ・ 受託希望者が1者の場合は、採点の結果、審査員の平均点が、100点満点中60点以上の場合、適切に業務を遂行できると総合的に判断し選定することとする。
- ・ 受託希望者が2者以上の場合でも、採点の結果、審査員の平均点が、100点満点中60点以上の者がいない場合、受託候補者を選定しないこととする。

## (4) 審査結果の通知、審査内容の開示

- ・ 受託候補者の選定後、速やかに第1順位の提案を行った受託希望者に対して、受託候補者として選定された旨を文書により通知する。
- ・ 受託候補者に選定されなかった者に対しては、受託候補者に選定されなかった旨を文書で通知する。なお、通知を受けたものは、通知を受けた日から休日を除く5日以内に、京都市に対し、通知の内容に関して書面により説明を求めることができる。

## (5) 契約

選定委員会において業務受託候補者に選定された者と、委託見積限度額の範囲で交渉し、協議のうえ契約する。契約内容については、別紙「仕様書」及び業務受託候補者の「企画提案書」を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容を変更する必要がある場合は、協議のうえ内容を決定するものとする。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

また、提案者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとして評価を行い、満点の6割以上の点数を取得した場合は、当該提案者を受託候補者として選定する。

## 9 スケジュール（予定）

令和8年6月25日（木） 10時 公募開始

令和8年7月10日（金） 17時 企画提案書等の提出期限

7月10日（金） 以降 選定委員会における審査、業務委託候補者の決定

令和8年7月下旬 契約締結

## 10 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に京都市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が生じた場合の権利、また、製作した物品の所有権は、すべて京都市に帰属するものとする。
- (3) 本業務は、「2 事業の趣旨」記載のとおり、例年11月に実施している臨時交通規制等とも関連しており、台風・地震等の自然災害の発生等の不可抗力の事由により、当該交通規制等が中止等により、予定していた情報発信が変更・中止等となる状況が発生した場合は、その対応は、本市と受託者の協議により決定する。